2024年6月6日改正

# 一般社団法人日本芳香族工業会定款

## 第1章　総　　則

（名称）

第1条　本会は、一般社団法人日本芳香族工業会と称する。

（事務所）

第2条　本会は、事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、芳香族工業及びタール工業に関する生産、流通、消費等の調査、製品並びに製造に関する技術、労働、環境・安全等に係る諸問題の調査・研究・開発に関する事業を行い、化学製品の基本原料たる芳香族及びタール製品の高品質で安定的、効率的、安全な生産・供給の確保を通じて、国民生活の安定・向上・豊かさの増進に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条　本会は、第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

(1) 芳香族工業及びタール工業並びに芳香族製品及びタール製品に関する調査研究

(2) 芳香族製品及びタール製品の生産、出荷、輸出入等に関する統計作業

(3) 工業標準化に関する調査研究並びに工業標準化への協力

(4) 芳香族工業及びタール工業に関する技術の改善及び生産の効率化に関する研究調査

(5) 芳香族工業及びタール工業に関する資料の作成及びその頒布

(6) 芳香族製品及びタール製品の啓蒙宣伝

(7) アロマビルの運営

(8) 前各号の外本会の目的達成に必要な事項

2　この法人は、前項の事業を全国において行うものとする。

## 第3章　会　員　等

（法人の構成員）

第5条　この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した法人、又は団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した法人、又は団体

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする。

（社員の資格取得）

第6条　本会の会員になろうとするときは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（代表者）
第 7 条　会員が、法人又は団体であるときは、本会に対する代表者 1 名を定めて届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

（会費）
第 8 条　会員は、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

（退会）
第 9 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第 10 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することが出来る。
（1）この定款その他の規則に違反したとき
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（資格の喪失）
第 11 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）第 8 条の支払義務を履行しなかったとき。
（2）正会員全員の同意があったとき。
（3）法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

第 12 条　会員は、退会した場合であっても、そのときまでの義務は免れず、また本会の資産に対しては、何等の請求を為すことはできない。

## 第 4 章　総　　会

（構成）
第 13 条　総会は全ての正会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

（権限）
第 14 条　総会は、次の事項について決議する。
（1）会員の除名
（2）理事及び監事の選任又は解任
（3）当該事業年度予算額、及び会費の額
（4）第 45 条第 1 項第 3 号から第 6 号に定める計算書類等の承認

（5）定款の変更
（6）解散及び残余財産の処分
（7）その他法令で定められた事項

（種類及び開催）
第 15 条　総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。
2　定時総会は、毎事業年度終了後 100 日以内に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

（招集）
第 16 条　総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2　正会員総数の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）
第 17 条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）
第 18 条　総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）
第 19 条　総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
（1）会員の除名
（2）監事の解任
（3）定款の変更
（4）解散
（5）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
3　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする

（議決権の代理行使）
第 20 条　総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、第 19 条の規定については、総会に出席したものとみなす。

（決議の省略）
第 21 条　会長が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第 16 条から前条までの規定を適用しない。

（電磁的方法による招集通知）
第 22 条　会長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

（議事録）
第 23 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議事録には、議長及び出席正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

## 第 5 章　役　員　等

（設置）
第 24 条　この法人に、次の役員を置く。
（1）理事　3 名以上 20 名以内
（2）監事　2 名以内
2　理事のうちから会長 1 名、副会長 1 名を置く。
3　理事のうちから専務理事を 1 名置く。
4　第 2 項の会長をもって、法人法に定める代表理事とする。
5　第 3 項の専務理事をもって、法人法に定める業務執行理事とする。

（選任）
第 25 条　理事及び監事は、総会の決議により選任する。
2　会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　第 7 条の規定により届け出のあった者が理事の場合、同条の規定により変更の届け出のあった者は、引続いて前任者の残任期間を任期として理事となるものとする。但し会長、副会長又は専務理事の選任に関しては前項の規定による。
4　理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（資格）
第 26 条　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 27 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐する。
4　専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
5　会長、専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 28 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 29 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事については、再任を妨げない。

（欠員）
第 30 条　理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 31 条　役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。
（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）
第 32 条　監事及び常勤の理事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（相談役）
第 33 条　この法人に、任意の機関として相談役を置くことができる。
2　相談役は次の職務を行う。
（1）この法人の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ参考意見を述べること。
（2）総会及び理事会に出席して意見を述べること。

3　相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
4　相談役は、無報酬とする。

## 第6章　理　事　会

（構成）
第34条　この法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。
3　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（権限）
第35条　理事会は、次の職務を行う。
（1）この法人の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）会長、副会長、専務理事の選定並びに解職

（種類及び開催）
第36条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする
2　通常理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
3　臨時理事会は、以下の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）会長が必要と認めたとき
（2）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもっての請求があったとき
（3）前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき
（4）法令の定めるところにより、監事から召集の請求があったとき

（招集）
第37条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第38条　理事会の議長は会長とする。

（決議）
第39条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　理事の議決権の数は1人1個とする。
3　第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

（議事録）
第 40 条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章　財産及び会計

（財産の構成）
第 41 条　この法人の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）会費
（2）寄付金品
（3）財産から生ずる収入
（4）事業に伴う収入
（5）その他の収入

（財産の管理）
第 42 条　この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て会長が別に定める。

（経費の支弁方法）
第 43 条　この法人の経費は、財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）
第 44 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）
第45条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。
（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書（正味財産増減計算書）
（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（6）財産目録

（長期借入金）
第 46 条　この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の

承認を得なければならない。

（事業年度）
第 47 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 48 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 49 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 50 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の分配）
第 51 条　この法人は、会員に対し剰余金及び残余財産の分配を行うことができない。

## 第 9 章　公告の方法

（公告の方法）
第 52 条　この法人の公告は、電子公告（当会ホームページへの掲載）により行う。

## 第 10 章　補　　則

（委任）
第 53 条　この定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附　則
1　この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2　この法人の最初の代表理事は福田典良、業務執行理事は田中保正とする。
3　一般社団・財団法人法及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 47 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。